

令和 7 年 3 月 13 日

財産管理課

「寒川町公共施設再編計画改定版」を公表します

公共施設再編計画の策定から4年が経過し、社会情勢の変化や町の上位計画である「寒川町総合計画」の財源面の裏付けとなる「財政計画」との整合、また新たな人口推計により見直しを行った「町立小・中学校の再配置の判断」を受けて、計画の改定をおこないました。

【公共施設再編計画改定版の今後12年間の7つの基本方針】

①消防広域化による分署の整備

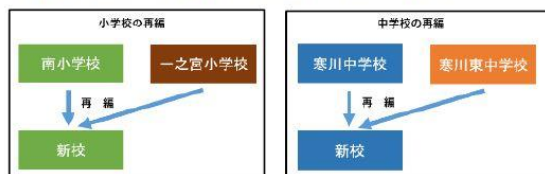
- ・南部地域に分署を整備します。(令和 13 年頃)

②公民館移転に向けての検討

- ・学校の再編に合わせた複合化を視野に入れ、機能移転を検討します。
- ・方向性が決まるまでは、現状維持のための修繕を実施します。

③学校教育施設の再編 ④当面の対応

- ・「学校適正化 B 案」を進めます。※下図参照



- ・校舎建替え時は、複合化・多機能化を検討します。
- ・再編の結果は、今後見直しの可能性があります。
- ・建替えまでの間は、現行機能維持のための必要な修繕を実施します。

⑤地域集会所の方向性の検討

- ・完全地域移管／一部地域移管／学校への複合化の中から方向性を選択します。
- ・2030 年までに最終的な方向性を決定します。

⑥にぎわい交流創出ゾーンの検討

(将来に向けた役場庁舎の建替えの検討)

(健康・福祉拠点の整備の検討)

- ・役場庁舎は機能維持のための修繕を実施し、将来的な庁舎の建替えを検討します。
- ・健康福祉拠点の位置づけを検討します。

⑦定期的な推計値の見直しによる

本方針の検証を継続

- ・社会情勢の変動が大きい時代のため、人口推計や財政推計の見直しによって、この計画の方針の検証を継続します。

* 詳細については、町ホームページ「寒川町公共施設再編計画改定版」をご覧ください。(ページID: 18897)

問い合わせ先

財産管理課長 杉崎 圭太 電話 0467(74)1111 内線 530